

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横芝光町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

千葉県横芝光町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	母子保健に関する事務	
②事務の概要	母子保健法(平成40年法律第141号)に基づき、妊産婦や乳幼児の保健のために必要な業務を実施している。 (1)世帯情報の確認 (2)母子管理票の作成、妊娠届出名簿の作成 (3)個人記録の管理 (4)健康診査等の実績の集計 (5)健康診査等の対象者の抽出 (6)妊婦健診、乳幼児健診の記録入力 (7)申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 (8)処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 (9)妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業	
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	
2. 特定個人情報ファイル名		
(1)健康管理住民情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表70の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	横芝光町役場 健康こども課	
②所属長の役職名	健康こども課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	横芝光町役場 総務課行政班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1211	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	横芝光町役場 健康こども課健康づくり班 千葉県山武郡横芝光町栗山1076 0479(82)3400	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー記載された書類の保管徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、母子保健に係る事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書や届出書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	横芝光町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 また、入力する際には個人の情報となる書類については、施錠できる保管庫に保管することを徹底している。 個人宛に郵送等する場合には、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどダブルチェックを行っている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康管理課長 越川 誠一	健康こども課長 早川 裕明	事後	人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康こども課長 早川 裕明	健康こども課長 椎名 淳	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	横芝光町役場 健康管理課健康管理班 千葉県山武郡横芝光町栗山1076 0479(82)3400	横芝光町役場 健康こども課こども班 千葉県山武郡横芝光町栗山1076 0479(82)3400	事後	
平成30年6月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康こども課長 椎名 淳	健康こども課長	事後	
令和1年6月11日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルと取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(平成40年法律第141号)に基づき、妊産婦や乳幼児の保健のために必要な業務を実施している。 (1)世帯情報の確認 (2)母子管理票の作成、妊娠届出名簿の作成 (3)個人記録の管理 (4)健康診査等の実績の集計 (5)健康診査等の対象者の抽出 (6)妊婦健診、乳幼児健診の記録入力 (7)申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 (8)処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	母子保健法(平成40年法律第141号)に基づき、妊産婦や乳幼児の保健のために必要な業務を実施している。 (1)世帯情報の確認 (2)母子管理票の作成、妊娠届出名簿の作成 (3)個人記録の管理 (4)健康診査等の実績の集計 (5)健康診査等の対象者の抽出 (6)妊婦健診、乳幼児健診の記録入力 (7)申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 (8)処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 (9)妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業	事後	改版に伴い、事務の概要の変更
令和2年2月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 26、56-2、87 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 70 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠となる条) 第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠となる条) 第39条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 26、56-2、69-2、87 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 69-2、70 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠となる条) 第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠となる条) 第39条	事後	改版に伴い、情報提供項目の追加
令和3年12月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 49項	事後	見直しによる
令和3年12月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 26、56-2、69-2、87 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 69-2、70 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠となる条) 第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠となる条) 第39条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 26、56-2、69-2、87 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 69-2、70	事後	見直しによる
令和3年12月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	横芝光町役場 健康こども課こども班 千葉県山武郡横芝光町栗山1076 0479(82)3400	横芝光町役場 健康こども課健康づくり班 千葉県山武郡横芝光町栗山1076 0479(82)3400	事後	見直しによる
令和6年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠の欄	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 49項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表70の項	事後	番号法改正による
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 26、56-2、69-2、87 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 69-2、70	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項	事後	番号法改正による
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による